三　店舗内又は店舗の入口付近の一般消費者の目につきやすい場所にその産地を明瞭に表示する方法

四　通信販売（不特定かつ多数の者に指定米穀等の内容、販売価格その他の条件を提示し、郵便、電話その他の方法により売買契約の申込みを受けて当該提示した条件に従って行う指定米穀等の販売をいう。）を行う場合において、広告（当該指定米穀等の販売の条件について広告するものに限る。）の見やすい箇所にその産地を明瞭に表示する方法

2　前条第1項、第2項及び第4項の規定は、法第八条第1項の規定による産地の伝達について準用する。

（産地の情報を1般消費者が知ることができるようにする措置等）

第四条　法第八条第二項の主務省令で定める措置は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の産地の情報を知ることができる方法の伝達は、同欄に掲げる措置ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるところにより行うものとする。

インターネットを利用して当該指定米穀等の産地の情報を公衆の閲覧に供すること。	当該指定米穀等の産地の情報に係るホームページアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）及び当該ホームページを閲覧することにより産地の情報を知ることができる旨を、前条第一項各号に掲げる方法により、一般消費者に伝達すること。
従業員の研修の実施、マニュアルの作成その他の措置を講ずることにより、店頭において、当該指定米穀等の産地を的確に伝達できる体制を整備し、一般消費者からの求めに応じて当該指定米穀等の産地を当該一般消費者に伝達すること。	店頭における問合せにより産地の情報を知ることができる旨を、前条第一項各号に掲げる方法により、一般消費者に伝達すること。
従業員の研修の実施、マニュアルの作成その他の措置を講ずることにより、一般消費者向けの相談窓口において、当該指定米穀等の産地を的確に伝達できる体制を整備し、一般消費者からの求めに応じて当該指定米穀等の産地を当該一般消費者に伝達すること。	当該指定米穀等の産地の情報を知ることができる相談窓口の連絡先及び当該相談窓口に問合せを行うことにより産地の情報を知ることができる旨を、前条第一項各号に掲げる方法により、一般消費者に伝達すること。

（一般消費者と対する産地情報の伝達の適用除外）

第五条　法第八条第三項の主務省令で定める要件は、指定米穀等の提供の事業を行っていないこととする。

2　法第八条第三項の主務省令で定める指定米穀等は、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律施行令（平成二十一年政令第二百六十一号）第1条第五号に掲げるもの以外の指定米穀等とする。

（身分を示す証明書の様式）

第六条　法第十条第一項の立入検査（法第十一条第一項第一号に規定するものに限る。）をする場合における法第十条第二項に規定する職員の身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

2　米穀等の取引等に係る情報の記録に関する省令別記様式による職員の身分を示す証明書は、前項に規定する証明書とみなす。

附　則

この命令は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年七月一日）から施行する。

別記様式（第6条関係）

表

第　号

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律第10条第2項の立入検査をする職員の身分証明書

官　職
氏　名

年　月　日生
年　月　日発行

写　真

発行者名

印

（押出スタンプ）

裏

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（抄）

（報告及び立入検査）

第10条　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、米穀事業者若しくは米穀等の運送業者若しくは倉庫業者に対し、その業務に関し報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業場、店舗、倉庫、船舶、車両その他米穀等の販売、輸入、加工、製造、提供、輸送若しくは保管の業務に関係がある場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（主務大臣等）

第11条　この法律における主務大臣は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。ただし、酒類の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業に係る事項については、財務大臣とする。

一　第9条第1項の規定による勧告、同条第2項の規定による命令並びに前条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査（第4条、第8条又は第9条の規定を施行するために行うものに限る。）に関する事項　内閣総理大臣及び農林水産大臣

二　前条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査（前号に掲げるものを除く。）に関する事項　農林水産大臣

2～10　（略）

11　この法律に規定する農林水産大臣の権限及び第8項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

備考　1　用紙の大きさは、日本工業規格Ｂ８とすること。
2　発行者は、内閣総理大臣、消費者庁長官、財務大臣、国税庁長官、国税局長、沖縄国税事務所長、税務署長、農林水産大臣、地方農政局長又は都道府県知事とする。

○内閣府令・農林水産省令第十一号

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律施行令（平成二十一年政令第二百六十一号）第七条第三項及び第四項の規定に基づき、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律施行令第七条第三項及び第四項の規定に基づく都道府県知事の報告に関する命令を次のように定める。

平成二十一年十一月五日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫
農林水産大臣　赤松　広隆